

議案第12号

アピセ・関条例の一部改正について

アピセ・関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

第3研修室の設置等に伴い、この条例を定めようとする。

アピセ・関条例の一部を改正する条例

アピセ・関条例（平成15年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第19条第3項中「又は別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第1中「第12条」の次に「、第19条」を加え、同表に次のように加える。

第3研修室	200	250	250	450	500	700
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第1備考6の表中

第2会議室 第2研修室		第2会議室 第2研修室	第3研修室
320		320	200

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条、第19条関係）

設置場所	名称	単位	使用料（円）
体育室兼多目的ホール	電動式移動椅子	1式	3,150
	電動式舞台	1式	1,050
	電動式スクリーン	1式	500
	拡声装置 (マイク・スタンド) (アンプ・スピーカー)	1式	2,100
第1研修室	電動式スクリーン	1式	300

備考 電動式スクリーンの使用料は、別表第1に規定する午前、午後又は夜間の区分ごとに徴収するものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第12条、第19条関係）

名称	単位	使用料（円）
----	----	--------

プロジェクター大	1台	1,000
プロジェクター小	1台	300
スクリーン	1台	200
マイク	1本	100
持込み器具及び装置	1キロワット 当たり	100

備考 使用料は、別表第1に規定する午前、午後又は夜間の区分ごとに徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の別表第1に規定する第3研修室又は改正後の別表第2若しくは別表第3に規定する装置等に係る使用許可申請の受付その他の準備行為をすることができる。